

行政区画

用 途	地 域 区 分	形態規制
	第一種低層住居専用地域	① 30 ~ 35 ② 30
	第一種中高層住居専用地域	① 30 ② 30
	第二種中高層住居専用地域	① 30 ② 30
	第一種住居地域	① 30 ② 30
	第二種住居地域	① 30 ② 30
	近隣商業地域	① 30 ② 30
	準工業地域	① 30 ② 30
	工業地域	① 30 ② 30
	工業専用地域	① 30 ② 30
	特別工業地区	① 30 ② 30
	工業団地造成土地区画整理施行区域	① 30 ② 30
	建築協定区域	① 30 ② 30

名 称		位 置	面 積	備 考	当 初 決 定	最 終 変 更
番 号	運 動 場 名					
1	愛川町体育センター	中津字溝合地内	約0.61ha	体育館	昭和58年9月27日 愛川町告示第12号	平成28年9月1日 愛川町告示第47号

[illegible]